

労働安全衛生教育関係出張講習規定

令和8年4月1日

林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部

＜伐木等の業務に係る特別教育講習＞

1 出張講習の条件

- (1) 原則として20名以上の受講者がいること。(但し、20名に満たない場合は下記2の受講経費とする。)
- (2) 学科講習に必要な教室形式の部屋が確保できること。
- (3) スクリーン、ホワイトボードが準備できること。
- (4) 安全に実技講習可能なフィールドが確保できること。(雨天の場合も想定して別途屋根等のある施設も確保できること。)
- (5) チェンソーを使用した実技講習のため、周辺住民から苦情等が出ない場所とすること。
- (6) 実技講習に必要な丸太が準備できること。
樹種 スギ又はヒノキ(なるべく節の少ないもの)
径級 3m×元口直径20cm程度の丸太(25cm以上は不可)
本数 3本(受講者20名当たり)
- (7) 場所によっては別途旅費等を依頼する。

2 受講経費(受講料+テキスト代に消費税を含む)

- ・20名以上(1名につき) 26,400円 / 名
- ・20名に満たない場合 一律 528,000円 / 回

＜刈払機(草刈機)取扱作業安全衛生教育講習＞

1 出張講習の条件

- (1) 原則として20名以上の受講者がいること。(但し、20名に満たない場合は下記2の受講経費とする。)
- (2) 学科講習に必要な教室形式の部屋が確保できること。
- (3) スクリーン、ホワイトボードが準備できること。
- (4) 安全に実技講習可能なフィールドが確保できること。(雨天の場合も想定して別途屋根等のある施設も確保できること。)
- (5) 刈払機を使用した実技講習のため、周辺住民から苦情等が出ない場所とすること。
- (6) 場所によっては別途旅費等を依頼する。

2 受講経費(受講料+テキスト代に消費税を含む)

- ・20名以上(1名につき) 17,380円 / 名
- ・20名に満たない場合 一律 347,600円 / 回